2020年12月14日

fax 086-234-5924

県民生活部人権施策推進課　御中

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　岡山市北区下伊福西町1-53

ＮＰＯ法人地域人権みんなの会

会長　　中島純男

第5次岡山県人権政策推進指針（素案）へのパブリックコメント

第5次岡山県人権政策推進指針の策定にあたり、県民の人権を保障する県政の確立を願って意見を提出します。貴職の誠意ある対応をお願いいたします。

（1）5年前のパブリックコメントでも提案しましたが、貴審議会が人権課題に日頃から取り組んでいる県民や県民で構成する諸団体などから、人権問題の今日的現状や課題を直接聴取する機会を設けるべきだと思います。2001年3月の岡山県人権政策推進指針の制定にむけて、当時の審議会には多数の団体から意見を聞き取る機会を設けていただきました。その教訓は生かすべきだと考えます。第5章、推進体制のなかの3・民間団体との協働のなかに、日常的に意見交換を行うことを明記してください。

(2) 「岡山県人権政策推進指針」は2001（平成13）年3月に策定されました。5年ごとに改定されながら20年近くが経過しますが、その間に、この「岡山県人権政策推進指針」が果たしてきたことの総括がされていません。第3次晴れの国おかやま生き活きプラン・素案の推進の基本姿勢のなかに、ＰＤＣＡ（計画・実行・評価・改善）サイクルの実施を掲げられています。この基本的な考え方を岡山県人権政策推進指針策定作業にも生かすべきだと思います。

「岡山県人権政策推進指針」は県民にどの程度認識されていると捉えられているのですか。誰にどのように活用され、その成果はどこにどのように表れているのですか。それらも20年も経過した時点では包括的にまとめることが必要だと思います。ぜひ、第5章、推進体制の中に新たに項を起こしてその旨を挿入してください。

（3）岡山県人権政策審議会の委員発言に「県としての考え方」を強調されている方々も見受けられ、論議の展開を期待していました。しかし、今回の第5次・素案は、第4次の「全体構成」からはほとんど変わっていません。いわゆる「私人間」の問題が中心におかれ、本来の人権概念からしての人権問題、「権力からの人権侵害」について、また労働者の人権などはほとんど触れないという内容を踏襲してしまっています。

それには、改定に対しての論議時間が不足していること、原案が行政担当者だけの事務局から提案されることなどの背景があると思います。一度作った枠組みを、元から作り直すのには相当な体制と努力が必要と思います。ぜひ、次回からは、全体構成と内容などについて、充分な論議をしていただき、今日の人権課題を的確に把握し課題解決に結び付く道筋を提案できるものにしていただきたいと思います。そのために、第5章、推進体制のなかに項をおこして、次期改定時にむけた諸準備を早くから行う旨を明記してください。

（4）素案全体のなかで、「差別意識」という言葉を使っているのが「同和問題」で5か所、「刑を終えて出所した人」で1か所ありました。女性、高齢者、子ども、障害のある人、外国人、ハンセン病問題・患者など、インターネットによる人権侵害などの項では、「差別意識」という記載はなく、「人権意識」、「人権感覚」、「理解や支えあう意識」、「理解を促し偏見や差別の解消」などと記載されています。啓発が大切だとする人権課題になぜそのような「意識」を表すうえでの区別をつけるのか、奇異に感じます。素案を起草する方たちの中に人権課題に対して軽重、ランク付けなどを考えている方がいて、それを批判できない審議会や事務局の現状の表れではないかと、思ってしまいます。指摘した「意識」の使い方を整理し、訂正してください。

（5）第4章、課題別の「同和問題」は削除してください。2019年11月27日開催の第47回審議会議事録の委員の発言に、「第4章の課題別施策の推進で1から10まであるが、基本的に主体別だといわれる」、「ハンセン病問題も同和問題も、その人の人権問題がメインとなるなら」などと意見表明され、審議会全体の考え方となっています。そのことは、「同和問題」という設定は、「同和地区の人」、もしくは「同和関係者」に対しての人権課題だとして取り上げられていることになります。

　しかし、2002年3月末で33か年の同和対策事業にかかる特別措置法が終結したことを受け、県当局も今は法務省も「同和地区」「同和関係者」を特定できないと公言しています。もし特定しようとすれば、そのこと自体が人権侵害という時代を迎えています。そういう認識を持って、再度課題別を整理してください。

（6）2015年10月下旬、岡山市内の「福祉交流プラザ」（隣保館）で車椅子の重度障害者の人が館への入場を拒否される問題が惹起しました。エレベーターや障害者トイレもない館が、一方で人権、福祉、コミュニティを謳っている、そんな現状があります。

2020年11月、視覚障害者の方が「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律」に基づき福祉サービスの申請を行った結果、支給決定通知書がとどきました。しかし、その通知は書面でした。ご夫妻とも全盲でしたので、内容がわかりません。知人にメール添付で送り読んでもらってやっと決定したことを知りえた、ということもありました。

「心のバリアフリー」よりも、公共施設そのものからバリアーをなくすという姿勢、個々の障害の状況に応じて情報を伝えるなど、一人ひとりの人権を主軸にという行政姿勢をまず示していただきたいと思います。

以上、意見を提出します。よろしくご検討くださるよう、重ねてお願いします。